

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		移送費の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の4第1項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>保険者は、被保険者が療養の給付を受けるため、病院、診療所に移送されたときは、移送費を支給する。</p> <p>○支給要件</p> <p>1 移送により法に基づく適切な診療を受けたこと。</p> <p>2 移送の原因である疾病・負傷により移動することが著しく困難であったこと。</p> <p>3 緊急その他やむを得なかったこと。</p>		
	設定年月日	昭和34年4月1日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～7日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	<p>経由機関 日(機関名 )</p> <p>協議機関 日(機関名 )</p> <p>処分機関 1～7日</p>		
	設定年月日	昭和34年4月1日	最終変更年月日	
備 考				